

はりまサイクルツーリズムロゴマーク「bGo（ビーゴー）」の利用 に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、播磨圏域連携中枢都市圏における自転車を活用した観光振興（以下「サイクルツーリズム」という。）の普及を目的として作成されたはりまサイクルツーリズムロゴマーク「bGo（ビーゴー）」（別記ロゴマーク図。以下「ロゴマーク」という。）を利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「播磨圏域連携中枢都市圏構成市町」とは、姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町をいう。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、本市に属する。

(利用の申請等)

第4条 ロゴマークを利用しようとする者は、あらかじめロゴマーク利用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その許諾（以下「利用許諾」という。）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 播磨圏域連携中枢都市圏構成市町が使用するとき。
- (2) 播磨圏域連携中枢都市圏構成市町の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による利用の申請があったときは、その内容を審査し、利用許諾の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、条件を付した上で利用許諾をすることができる。

3 前項の決定は、ロゴマーク利用（変更）許諾・不許諾通知書（様式第2号）をもって行う。

(利用許諾の制限)

第5条 市長は、ロゴマークの利用目的又は利用方法が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾をしないものとする。

- (1) 播磨圏域連携中枢都市圏の観光振興施策を阻害し、又は阻害するおそれがあるとき。
- (2) 播磨圏域連携中枢都市圏の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、ロゴマークを独占的に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を市が支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が利用するとき。
- (7) 利用しようとする者（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められるとき。
- (8) その他その利用目的又は利用方法が著しく不適當であると市長が認めるとき。

（利用料）

第6条 ロゴマークの利用料は、無料とする。

（利用期間）

第7条 利用許諾者がロゴマークを利用できる期間は、最長1年とする。

- 2 利用許諾者が1年を超えてロゴマークを利用しようとするときは、再度ロゴマーク利用申請書を市長に提出し、利用許諾を受けなければならない。

（利用上の遵守事項）

第8条 ロゴマークを利用する者（利用許諾を受けた者（以下「利用許諾者」という。）及び第4条ただし書の規定により市長がロゴマークの利用を認めた者をいう。

第11条において同じ。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) ロゴマークの色、形等を正しく利用し、デザインの改変など応用利用はしないこと。
- (2) 「はりまサイクルツーリズムロゴマーク」(別記利用例1)(スペース等の関係で当該表記が難しい場合にあつては、「はりまサイクルツーリズム」(別記利用例2))との表記を付すること。
- (3) 完成物(完成物の提出が困難であると認められる場合にあつては、説明図等)を市長に提出すること。
- (4) 利用許諾を受けた目的にのみロゴマークを利用すること。
- (5) 利用許諾に基づくロゴマークの利用に関する権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

(販売状況の報告)

第9条 利用許諾者がロゴマークを営利目的で利用する場合は、四半期ごとにはりまサイクルツーリズムロゴマーク「bGo(ビーゴー)」利用商品等販売状況報告書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(利用許諾内容の変更)

第10条 利用許諾者が利用許諾を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ、ロゴマーク利用変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、その許諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があつたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定するものとする。

3 前項の決定は、ロゴマーク利用(変更)許諾・不許諾通知書をもって行う。

4 利用許諾者は、利用許諾の内容変更があつた後についても、第8条の規定を遵守しなければならない。

(権利設定の禁止)

第11条 ロゴマークを利用する者は、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、ロゴマークに係る著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

(利用許諾の取消し等)

第12条 市長は、利用許諾者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用許諾を取り消し、利用許諾者に対し、市長が必要と認める措置を講ずるよう請求することができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) ロゴマーク利用申請書の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (3) 第4条第2項の規定により利用許諾に付した条件に違反したとき。
- (4) ロゴマークの利用が第5条各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項の規定による利用許諾の取消しは、ロゴマーク利用許諾取消通知書（様式第5号）をもって行う。

3 市は、第1項の規定による利用許諾の取消しにより利用許諾者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月18日から施行する。

別記

【ロゴマーク図】



【利用例 1】



【利用例 2】



はりまサイクルツーリズムロゴマーク

はりまサイクルツーリズム